ＮＳ―305	マスコーミック　Ｔ　〃	
	ＴＸ230	
ＮＳ―306	マスコーミック　Ｘ　〃	
	ＴＸ145	
ＮＳ―307	マスコーミック　Ｘ　〃	
	ＴＸ165	
ＮＳ―311	マスコーミック　Ｍ　〃	
	Ｃ135ＰＯＷＥＲ	
	6	
ＮＳ―314	マスコーミック　Ｍ　〃	
	Ｃ120ＰＯＷＥＲ	
	6	
ＮＳ―361	マスコーミック　Ｍ　〃	
	Ｃ130	
ＮＳ―377	マスコーミック　Ｍ　〃	
	ＴＸ145	
ＮＳ―384	マスコーミック　Ｍ　〃	
	ＴＸ135	
ＮＳ―518	マスコーミック　Ｍ　〃	
	Ｃ115	
ＮＳ―626	マスコーミック　Ｃ　〃	
	Ｘ105	
ＮＳ―638	マスコーミック　Ｍ　〃	
	Ｃ110	
ＮＳ―666	マスコーミック　Ｃ　〃	
	Ｘ85Ｌ	

○国土交通省告示第百七十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

前ヶ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県北安曇郡池田町大字会染

七四六五番　一号

七四六六番　二号

七四六九番五　三号

七四七二番　四号

七四七七番　五号

七四八七番一　六号

七七二七番ロ　七号及び八号

七四七九番　九号

七四七六番三　十号

七八〇九番　十一号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

黒沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十二年建設省告示第三百五十号で指定した土地の区域を除く。）

長野県安曇野市三郷小倉

二九八四番二　一号及び二号

二九八八番　三号及び四号

二九八七番一　五号及び六号

二九七七番　七号

二九七六番一　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

南沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十年内務省告示第十六号及び昭和三十九年建設省告示第二千四百四十八号で指定した土地の区域を除く。）

長野県伊那市

平沢　八四八八番　一号

八四八〇番　九号

八四七五番　十号

伊那　一〇〇〇一番一一　二号及び三号

一〇〇〇一番一三　四号及び五号

一〇〇〇一番一六　六号

一〇〇〇一番一五　七号

一〇〇〇一番二六　八号

一〇〇〇一番九五　十一号

一〇〇〇一番九六　十二号

地先道路敷

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十三号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十三号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第二千四百四十八号で指定した土地の区域を除く。）

長野県伊那市

伊那　一〇〇〇一番一四九　十三号

一〇〇〇一番八　十四号

一〇〇〇一番一四八　十五号

一〇〇〇一番七四　十六号

一〇〇〇一番九九　十七号

一〇〇〇一番七　十八号

一〇〇〇一番九三　十九号

○国土交通省告示第百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向仙谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県山県市柿野

字向山　九一八番一　一号

九二四番　二号

九二一番　三号から五号まで

九二〇番　六号

九一七番　七号

九三六番　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一本栃洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和五十三年建設省告示第六十二号で指定した同号十八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県飛騨市古川町下気多

字岩菅洞　一六〇四番　一号

一五八七番　二号

一五八八番二　三号及び四号

字清水　一二〇八番　五号

一一八一番　六号

○国土交通省告示第百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を平成二十年国土交通省告示第五百五号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県大津市山中町

字助次郎田　八一五番　一号及び二号

八一七番　三号から五号まで

八一八番　六号

八七四番　十二号から十五号まで

八七五番　十六号

八一〇番　十七号

八〇八番　十八号

八七二番　七号

字日暮シ

八七三番　八号から十号まで

八七三番一　十一号